

小田原城歴史見聞館展示物等設計製作設置業務  
プロポーザル実施募集要領

1. 業務概要

(1) 業務の目的

本市では、平成29年度に実施した小田原城歴史見聞館の耐震診断の結果、施設の耐震改修等工事（本業務とは別に発注、施工されるもの。以下、「建築工事」という。）を実施することになった。これに伴い既存展示物の撤去が必要であることから、展示内容を全面的に見直し、より多くの観光客の幅広いニーズに対応し持続的な集客へと繋げていくための抜本的な展示リニューアルを行うことを目的とする。

(2) 件名

小田原城歴史見聞館展示物等設計製作設置業務

(3) 履行期間

契約締結日から平成31年3月31日まで

(4) 提案上限額

135,000,000円（消費税及び地方消費税を含む）を上限とする。

なお、契約後に発生した必要経費については当該業務を受託した者（以下「受託者」という。）の負担とする。

(5) 業務内容

ア 展示物設計業務

イ 展示物製作設置業務

ウ 空調及び電気設備（消防設備含む）新設及び更新業務

※詳細は、「小田原城歴史見聞館展示物等設計製作設置業務仕様書」のとおり

※本業務における造作物は、各種法令に適合するように計画・設置し、必要に応じ既存部分も改修を行うこと。

(6) 業務範囲

ア エントランスホール 30.8㎡（天井高3.12m）

イ 展示室 341㎡（天井高4.35m）

ウ その他 20.6㎡

※業務範囲は別紙「業務範囲図」参照

※ただし、オブジェ、看板類の製作・設置については、業務範囲外でも文化財保護法をはじめとする関連法令が許す限りで提案、施工を可能とする。（史跡のため、屋根、外壁には原則として設置できない）

(7) 整備スケジュール

ア 建築工事期間 建築工事契約締結日から平成30年12月31日まで

イ 展示設計等作業期間 本業務契約締結日から平成31年3月31日まで

・展示の現場作業期間は、平成31年1月1日以降とする。

・空調及び電気設備更新の現場作業期間は、平成30年12月1日以降とする。

※アの建築工事は本業務とは別に発注・施工されるもので、上記日程のとおり一部期間、本業務と競合工事となるため、それぞれの受託者が調整の上最終決定とする。

(8) その他

業務箇所が、国指定史跡「史跡小田原城跡」に指定されていることを十分に理解し、改修工事に当たっては周囲の観光客に配慮するとともに、文化財保護法をはじめとする関連法令を遵守すること。

2 施設概要

(1) 所在地 神奈川県小田原市城内3-7-1

(2) 施設名称 小田原城歴史見聞館

(3) 構造及び階数 木造、平屋建て

(4) 延床面積 517㎡

(5) 建設年度 昭和4年

(6) 文化財指定 建物：指定なし

土地：国指定史跡「史跡小田原城跡」指定

(昭和13年8月8日、昭和34年5月29日)

3 提案にあたっての留意事項

(1) 提案に求める事項

ア 市民や国内旅行者はもとより、今後増加が見込まれる外国人観光客にも史跡小田原城跡や小田原北条氏の歴史・文化に興味や関心を持ち、楽しんでもらえるよう、史実が確かな内容については考証をしっかりと行うとともに、誰にでも分かりやすい展示とすること。

イ 小田原北条氏の歴史として、同氏の発展を陰で支えたと言われる風魔忍者をモチーフとし、忍者の存在が学べ、新鮮な体験・体感ができる展示をメインのコンテンツとすること。

ウ 城址公園内の他施設と重複しない内容であることはもちろんのこと、園全体で相乗効果が生まれリピーターが増える魅力的な展示や仕組みとし、その誘客効果が小田原のまち全体へ波及し、回遊性の向上や経済の活性化につながることを。

エ ただ鑑賞するだけでなく、来場者が好奇心や期待感を持てる参加体験型の展示手法とすること。

オ 展示品の構造・デザインは、ユニバーサルデザインと操作性、安全性に配慮されていること。

- カ 展示内容が陳腐化しないよう、時代の変化に則して容易に更新が行える等の工夫があること。
- キ 館内の解説等は、日本語のほか、外国人観光客が利用できるよう、英語、中国語（簡体字・繁体字）、韓国語に対応すること。
- ク 展示案内誘導員2名程度で運用が可能なものとする。
- ケ 施設全体で30名以上が同時に観覧・体験可能なものとする。
- コ 省エネルギー化や高額な消耗部品の交換頻度、汎用部品の採用など経済性に配慮するなど、展示の維持管理費が、極力低廉となるような提案を検討すること。また、平成31年度から平成36年度までの5年度分の運用・保守に係る費用を提案書に明記すること。
- サ 連携協力事業者（7 連携協力事業者を参照）の選定に当たっては、出来得る限り小田原市の地元企業を活用し、連携をとって業務を進めること。

#### 4 著作権について

- (1) 当該業務を受託した者（以下「受託者」という。）は、納品した製作物について、小田原市（以下「委託者」という。）が広報や広告活動等を行う際、自由に使用できるよう、著作権法（昭和45年法律第48号）第18条から第20条に規定する著作権者の権利を行使しないこととする。
- (2) 受託者が有する著作権法第21条から第28条までに規定する権利は、納品とともに無償で委託者に譲渡するものとする。ただし、受託者が従来から有していた受託者固有の知識、技術に関する権利については受託者に留保するものとする。
- (3) 受託者は、委託者に無償譲渡する前項の著作権法上の権利を、委託者以外の第三者に譲渡しないこととする。
- (4) 受託者は、第三者の商標権、著作権その他の諸権利を侵害するものでないことを保証すること。なお、成果物に使用する写真、文字等が受託者以外の者の著作権（以下「原著作物」という。）である場合には、原著作者に説明し、承諾を得るなど必要な手続きを採った上で本業務にあたることとし、原著作物の著作権等と委託者との間に著作権法等上の紛争が生じないようにすること。
- (5) 製作物が、第三者の商標権、著作権その他の諸権利を侵害するものであった場合、前項の手續に不備があった場合、その他受託者の責に帰する事由により原著作物の著作権等と委託者との間に紛争が生じた場合、これによって生じる責任の一切は、受託者が負うこととする。

#### 5 個人情報の取り扱い及び情報セキュリティ対策について

当業務で取り扱う個人情報の収集については必要最小限にとどめ、個人の権利等を侵害することのないよう、法令、条例等を遵守し適正な取り扱いを確保すること。また、情報セキュリティ対策に必要な体制の整備及び措置を講じること。

#### 6 応募資格条件

- (1) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しないこと。

- (2) 会社再生法に基づき、更正手続き開始の申し立てがなされている者でないこと、又は民事再生法に基づき再生手続開始の申し立てがなされている者でないこと。
- (3) 地方税及び国税の滞納がないこと。
- (4) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条に規定する暴力団又は暴力団員及びそれらの利益となる活動を行う団体でないこと。
- (5) 過去10年間に、国・地方公共団体等が発注する展示面積400㎡以上の博物館もしくは博物館類似施設の展示設計製作業務を元請けとして受託した実績を有すること。

## 7 連携協力事業者

本業務に応募するに当たり、他に協力できる事業者と連携して業務を行うことができる。この場合、連携協力事業者は、上記応募資格条件の(1)から(4)までの要件を満たすものとする。

また、連携協力事業者は応募者1者のみと連携し、複数の応募者の連携協力事業者となることは認めない。

## 8 参加申込書及び提案書の提出

### (1) 提出書類

提出書類	提出部数
(様式1) 提案参加申込書	1部
(様式2) 業務実績確認書	
(様式3) 会社概要	
(様式4) 連携協力事業者調書	1部
(様式5) 業務実施体制報告書	
費用見積書(指定様式なし) ※内訳書を添付すること	10部
提案書(指定様式なし A3横片面6ページ以内)	
提出書類一式を格納したCD、DVD等のメディア	1部

- ・提出書類の押印箇所には、代表者印を押印すること。

※応募者が、かながわ電子入札共同システムに未登録の場合は、以下の書類も添付すること。(各1部)

- ①定款及びその他の規約 写し
- ②履歴事項全部証明書(登記簿謄本) ※3か月以内に発行されたものの写し
- ③営業証明書 ※3か月以内に発行されたものの写し
- ④財務諸表(最新決算年度の貸借対照表、損益計算書)
- ⑤印鑑証明書 写し可
- ⑥前年度分の納税証明書(国税及び地方税の未納のない完納証明書) 写し可

### (2) 提案書作成に関する質疑応答

- ・質問期限 平成30年5月7日(月)午後5時必着
- ・質問方法 小田原城総合管理事務所まで、電子メールで照会すること。(様式自由)  
※電子メールを送信した際、市担当者にその旨を連絡すること。
- ・回答 平成30年5月11日(金)までに、電子メールにて応募者全てに回答す

る。ただし、提案内容に係る事項等、応募者全てに答えることが当該質問者の不利益になる場合はこの限りではない。  
また、電話、口頭による照会対応は行わない。

(3) 提案書の提出期限

平成30年5月18日(金)午後5時までに持参または郵送(書留郵便等確実な方法に限る)で提出すること。持参の場合は、土日祝日を除き、各日午前9時から午後5時までの時間とする。また、郵送の場合は提出期間中必着とする。

(4) 質問及び提案書の提出先(契約に関する事務を担当する組織)

小田原市経済部小田原城総合管理事務所計画係

9 選定方法

公募型プロポーザル方式とし、参加事業者の提案を受けて審査委員が評価・採点を行い、総合得点の最も高い事業者を最優秀提案者として優先交渉権者に選定する。

また、総合得点が2番目に高い事業者がいた場合には、次点交渉権者に選定する。

審査はあらかじめ設定した採点項目に基づいて、客観的に公平かつ厳正に行う。

10 審査方法及び審査基準

(1) 審査方法

担当部署の職員による書類審査及び「小田原城歴史見聞館展示物等設計製作設置業務プロポーザル審査委員会」によるプレゼンテーション審査を実施する。プレゼンテーション審査では、各審査員の評価点数を合計し、総合得点順に事業者の優先交渉順位を決定する。提案者が1者の場合も審査を行い、基準点に満たない場合は失格とする。

(2) 書類審査

応募者が資格条件を満たしているか、提出書類に不備がないかの確認とともに「小田原城歴史見聞館展示物等設計製作設置業務書類審査採点表」を評価項目として書類審査を行い、合計得点が満点の60%に満たない場合は失格とする。また、応募者が6者以上いた場合は、別紙「小田原城歴史見聞館展示物等設計製作設置業務プロポーザル採点表」のプレゼンテーションを除く評価項目により提案内容の審査を行い、上位5者をプレゼンテーション審査対象者として選定する。

書類審査の結果は、5月25日(金)までに通知する。

(3) プレゼンテーション審査

日 時 平成30年6月1日(金)

場 所 小田原市役所 ※時間・会議室は別途通知する。

持ち時間 1提案事業者あたりプレゼン20分、質疑応答10分

別紙「小田原城歴史見聞館展示物等設計製作設置業務プロポーザル採点表」を評価項目としたプレゼンテーション審査を行う。なお、合計得点(審査委員人数×100点)が満点の60%に満たない場合は失格とする。

(4) 審査結果の通知

書類審査の結果は、選定結果の可否（プレゼンテーション審査の有無）のみを各参加事業者に文書で通知する。プレゼンテーション審査の結果は、優先交渉権者名と次点交渉権者名のみをプレゼンテーション審査を行った全ての事業者に対して文書で通知する。

#### 1.1 契約の締結

##### (1) 契約締結の手続き

優先交渉権者から示された提案書及び見積書の内容を業務委託内容の基本とし、業務仕様及び契約の詳細を協議の上、受託事業者として決定し業務委託契約を締結するものとする。

なお、協議が合意に至らなかった場合は、次点交渉権者と協議に入るものとする。

##### (2) 契約保証金

小田原市契約規則による。

#### 1.2 募集等における主なスケジュール（予定）

・公募開始日	平成30年4月24日（火）
・質問締切	平成30年5月7日（月）
・質問回答	平成30年5月11日（金）
・参加申込書及び提案書等締切	平成30年5月18日（金）
・書類審査結果通知	平成30年5月25日（金）
・プレゼンテーション審査	平成30年6月1日（金）
・契約の締結	平成30年6月中旬～下旬

#### 1.3 提案の無効に関する事項

次の項目に一つでも該当するときは、その事業者の提案は無効とする。

- (1) 提案に参加する資格がない者が提案したとき。
- (2) ひとつの事業者が複数申請したとき。
- (3) 書類等に虚偽の記載をしたとき。
- (4) 所定の日時及び場所に提案書等を提出しないとき。
- (5) 誤字又は脱字等により極端に意思表示が不明確であるとき。
- (6) その他、本件プロポーザルに関する条件に違反したとき。

#### 1.4 その他

- (1) 提案は、1者につき1点のみとする。
- (2) 提案書に関する事項について、後日ヒアリングを行うことがある。
- (3) 採用になった提案について、協議の上、内容及び見積金額を一部変更する場合がある。
- (4) 提案書の作成等に要した費用は、すべて提案者の負担とする。
- (5) 提出されたすべての資料の所有権は小田原市に帰属し、提出書類は採否の如何に関わらず返却しない。
- (6) 提案書の著作権は提案者に帰属する。ただし、法令に基づく要請等があった場合はこの

限りではない。

- (7) 受託者選定に関する審査評価内容及び経過等については公表しない。
- (8) 提出後の参加意向申出書及び提案書等の修正又は変更は、認めないものとする。
- (9) 電子メール等の通信事故について、小田原市は一切の責任を負わないものとする。
- (10) 本プロポーザルの手続きにおいて使用する言語は日本語、通貨は日本円、単位は日本の標準時及び計量法（平成4年法律第51号）によるものとする。

#### 1.5 担当・問い合わせ先

〒250-0014 神奈川県小田原市城内3-22

小田原城総合管理事務所 計画係 長谷川・富永

電話 0465-23-1373 FAX 0465-22-0776

e-mail : shiro-keikaku@city.odawara.kanagawa.jp